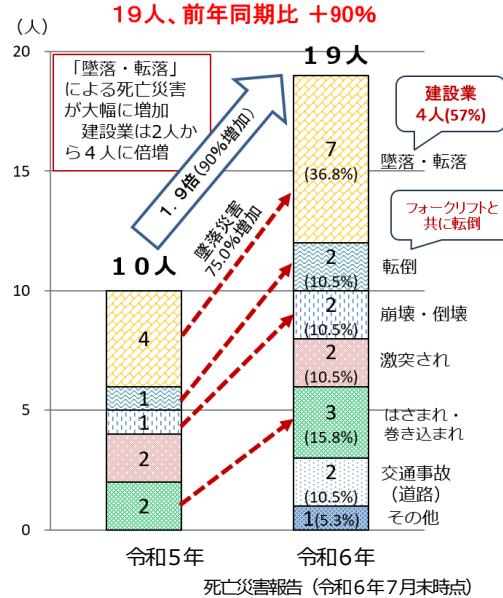
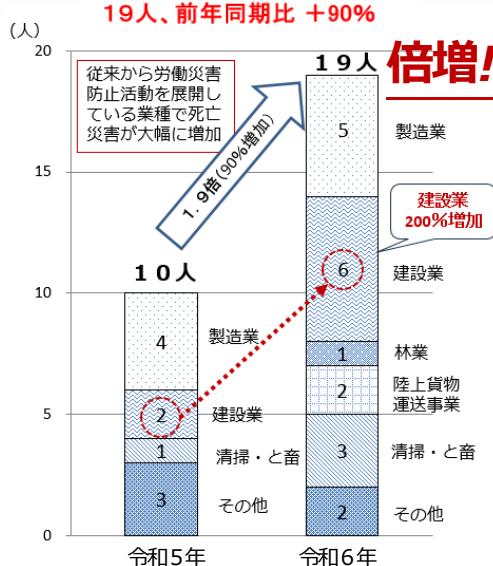


# 兵庫県内の職場で 死亡労働災害が大幅に増加しています！



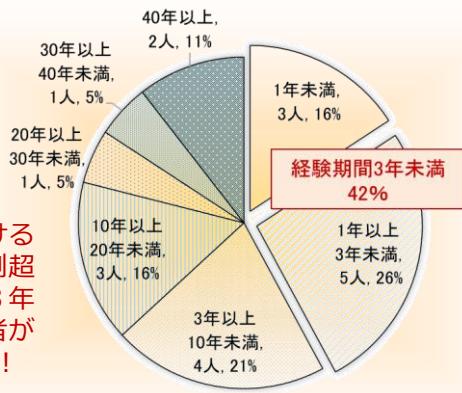
**職場の総点検をお願いします！**



## 『兵庫死亡労働災害根絶運動』を実施！

実施期間 令和6年8月27日(火)～令和7年1月31日(金)

全産業における  
死亡者の4割超  
は経験期間3年  
未満の労働者が  
占めています！



令和6年一経験期間別一死者数(7月末)

死亡災害の多くは、職場内で日頃定常的に行われている作業において発生しております。事前に対策を講じておけば防ぐことが出来た災害も多くみられます。

また、被災者の経験期間別では、3年未満が4割超を占め、作業に慣れてきた頃に被災する傾向がみられるため、作業の経験が十分でない労働者に対しては、作業手順の遵守や効果的な安全衛生教育が必要とされます。

労働災害を防止するには、企業の経営のトップが職場の安全衛生に関して強く関与し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底していくことが重要です。

更なる死者を出すことがないよう、令和6年8月27日から令和7年1月31日を期間とする「兵庫死亡労働災害根絶運動」を県下全域に展開することとし、働く人の誰もが安心して健康に働くことが出来る職場の実現に向けて取り組むこととします。

### 労働災害のない職場づくりに向けた要請

県内における労働災害による死者数は、関係各位のご尽力により、増減を繰り返しながらも長期的には着実に減少しており、前年は、過去最少の25人となりました。  
しかしながら、本年は、上半年に死亡災害が多発し、7月末日の時点において、全産業における死者数は、前年同期の10人を大幅に上回る19人(1.9倍・90%増)となり、近年にない傾向で発生しております。

特にこれまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業などでも、前年を上回るペースで増加しており、経済・雇用情勢が緩やかに回復するなか、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「はころび」が懸念されます。

また、死傷者の多くは、職場内で日頃定常的に行われている作業において発生しており、事前に対策を講じておけば防ぐことが出来た事例も多くみられます。

さらに、被災者の経験期間別では、3年未満が4割超を占め、作業に慣れてきた頃に被災する傾向がみられるため、作業の経験が十分でない労働者に対して、作業手順の遵守や効果的な安全衛生教育が必要です。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、職場の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様はじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

失われた命が戻ることはできません。

1 経営トップによる安全衛生方針の表明及び経営トップの参加の下に職場の安全管理ロールを実施するなど、職場における安全衛生活動の総点検を実施すること

2 作業主任者、職長等は、作業中の労働者を直接指導又は監督する者として重要な立場にあることを自覚し、適正な作業方法の決定、労働災害を防止するための職務を確実に履行すること

3 作業手順の遵守並びに再教育を含めた個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育を実施すること

令和6年8月27日

兵庫労働局

赤松俊彦

主唱者 兵庫労働局・管下労働基準監督署

# 「兵庫死亡労働災害根絶運動」実施要綱

－ 死亡労働災害の根絶に向けた取組 －

## 1 趣旨

兵庫労働局では、労働災害の減少に向けて、兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画（令和5年度から令和9年度）に基づき、労働災害防止に取り組んでいるところです。

死亡災害については、増減を繰り返しながらも長期的には着実に減少し、令和5年に過去最少の25人となりました。

しかしながら、本年は、上半期に死亡災害が多発し、7月末時点で、全産業における死者数は、前年同期の10人を大幅に上回る19人（1.9倍・90%増）となっています。特にこれまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業などでも、前年を上回るペースで増加しており、経済・雇用情勢が緩やかに回復するなかで、人手不足の顕在化とともに、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」により、下半期においても死亡労働災害の増加が懸念されるところです。

死亡災害の多くは、職場内で日頃定常的に行われている作業において発生しており、事前に対策を講じておけば防ぐことが出来た災害も多くみられます。また、被災者の経験期間別では、3年未満が4割超を占め、作業に慣れてきた頃に被災する傾向がみられるため、作業の経験が十分でない労働者に対しては、作業手順の遵守や効果的な安全衛生教育が必要とされます。

労働災害を防止するには、企業の経営のトップが職場の安全衛生に関して強く関与し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底していくことが重要であることを踏まえて、令和6年8月27日から令和7年1月31日を期間とする「兵庫死亡労働災害根絶運動」を県下全域に展開することとし、働く人の誰もが安心して健康に働くことが出来る職場の実現に向けて取り組むこととします。

## 2 実施期間

令和6年8月27日（火）～令和7年1月31日（金）

## 3 主唱者

兵庫労働局、管下労働基準監督署

## 4 主唱者の実施事項

- (1) 労働局長による「労働災害のない職場づくりに向けた要請」の発出（局、署）
- (2) 労働災害防止団体、経営者団体、関係団体等に対する「兵庫死亡労働災害根絶運動実施要綱」の周知（局、署）
- (3) 労働局長による安全パトロールの実施（局）
- (4) 建設業労働災害防止協会兵庫県支部並びに各分会との合同パトロールの実施（局、署）
- (5) 監督指導及び個別指導の集中的実施（署）
- (6) 広報の実施（局、署）
- (7) 事業場の実施事項に係る指導及び支援（局、署）

## 5 労働災害防止団体、関係団体等の実施事項

- (1) 会員事業者へ「労働災害のない職場づくりに向けた要請」の周知及び「兵庫死亡労働災害根絶運動実施要綱」の周知
- (2) 事業場の実施事項に対する支援及び協力
- (3) 会員事業場に対する安全衛生活動の指導及び支援
- (4) 安全パトロール等の実施及び支援

## 6 事業者の実施事項

### (1) 業種横断的に実施する事項

- ア 経営トップによる安全衛生の方針表明及び安全衛生意識の高揚
- イ 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ウ リスクアセスメントの実施と残留リスクの管理
- エ 作業手順書の作成及び作業手順の見直しの実施
- オ 経験年数に応じた安全衛生教育の実施及び作業手順の遵守状況の確認
- カ 法定の就業制限業務に係る有資格者の適正な配置
- キ 設備点検、清掃時等における安全確認の徹底
- ク 交通労働災害防止対策の取組
- ケ 車両から離脱する時の逸走防止措置の確実な実施
- コ フォークリフト作業に係る労働災害防止対策の実施
- サ 作業の状況に応じた誘導員の適正な配置
- シ 転倒災害防止対策（ハード面、ソフト面）の取組
- ス 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策の取組
- セ 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット報告等の日常的な安全衛生活動の充実
- ソ 安全の日の設定、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施
- タ 暑熱時期の熱中症予防対策の徹底

### (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策に係る実施事項

#### ア 製造業における実施事項

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機械の修理、点検等、非定常作業時における機械の運転停止の確実な実施
- (ウ) 「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の実施
- (エ) クレーン作業における事前計画の策定及び有資格者の適正な配置
- (オ) 職長に対する教育の実施（能力向上教育の受講を含む。）並びに確実な職務の励行

#### イ 建設業における実施事項

- (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用
- (イ) フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- (ウ) 車両系建設機械等を用いた作業における作業計画の作成
- (エ) 「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の実施
- (オ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施及び職務の確実な励行
- (カ) 作業主任者の選任及び職務の確実な励行
- (キ) 元方事業者による統括安全衛生管理の実施並びに関係請負人に対する指導の実施
- (ク) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (ケ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成

事業主の皆さんへ

# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

## 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows the original paper-based 'Labor Injury and Death Report' form. Five specific areas are highlighted with red boxes and numbered 1 through 5:

- ①**: A large box at the top right containing the Japanese Standard Industrial Classification code.
- ②**: A box in the middle section for the occupation code.
- ③**: A box in the middle section for the disease name and location.
- ④**: A large box at the bottom left for detailed information about the accident and cause.
- ⑤**: A box at the bottom right for nationality, residence, and residence status.

### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。

（例）製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

### ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。

（例）生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）>食料品製造従事者

### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。

（例）傷病名：負傷>切断  
傷病部位：頭部>鼻

### ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

### ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

#### ※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて

従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいて構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては

# 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中止や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内の災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です/  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶  
厚生労働省HPにリンクします

